国立研究開発法人産業技術総合研究所重要技術情報等管理規程

制定　　令和５年10月１日　令05規程第24号
最終改正　令和７年４月１日　令06規程第37号　一部改正

（目的）

第１条　この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)における重要技術情報等の管理に関する必要な事項を定め、もって重要技術情報等の適正な取扱い及び管理を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　研究所における重要技術情報等の管理は、この規程の定めるところによるほか、国立研究開発法人産業技術総合研究所研究成果物等取扱規程（13規程第45号）、国立研究開発法人産業技術総合研究所情報セキュリティ規程（28規程第52号。以下「実施規程」という。）及び情報セキュリティ実施要領（28要領第60号。以下「実施要領」という。）による。

（定義）

第３条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　領域長等　領域等（国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号。以下「組織規程」という。）第６条第１項に規定する研究推進組織及び同規程第22条に規定する特別の組織をいう。）の長をいう。

二　研究ユニット長等　研究ユニット等（組織規程第６条第３項第２号及び第３号に規定する組織並びに組織規則（26規則第６号。以下「組織規則」という。）第５条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び同規則第６条に規定する連携研究ラボをいう。以下同じ。）の長又はそれに準ずる者をいう。

三　研究グループ長等　研究グループ等（研究ユニット等に、組織規則の定めるところにより置かれる研究グループ、研究チーム、連携研究室、チームをいう。以下同じ。）の長又はそれに準ずる者をいう。

四　職員等　役員、職員、契約職員、外来研究員、技術研修員その他研究所において研究及び開発の業務に従事する全ての者をいう。

五　技術情報　職員等が行う研究及び開発（その成果の全部又は一部が研究所に帰属することとなるものに限る。）を実施するための計画、その過程及び成果等を表す情報であって、紙、電磁的記録媒体その他の記録媒体に記録されたものをいう。

六　重要技術領域　特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針（令和４年９月30日閣議決定）第１章第３節（２）に規定する技術領域をいう。

七　最重要技術領域　研究開発責任者が指定する研究ユニット等が実施する研究及び開発に係る重要技術領域のうち、我が国において特に国際的な競争力の強化が必要な技術領域として研究

開発責任者が指定するものをいう。

八　重要技術　重要技術領域に係る技術であって、将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、当該技術若しくは当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合又は当該技術を用いた物資若しくは役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいう。

九　最重要技術　最重要技術領域に係る技術であって、将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、当該技術若しくは当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合又は当該技術を用いた物資若しくは役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものをいう。

十　重要技術情報　第４条第１項及び第２項に基づき指定される重要技術に係る技術情報であって、情報の格付（実施規程第５条に定めるものをいう。以下同じ。）が機密性２情報又は機密性３情報であるものをいう。

十一　最重要技術情報　第４条第１項及び第２項に基づき指定される最重要技術に係る技術情報であって、情報の格付が機密性２情報又は機密性３情報であるものをいう。

十二　重要技術情報等　重要技術情報及び最重要技術情報をいう。

十三　保全対象発明　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和４年法律第43号）第70条の規定により保全指定がされた発明をいう。

十四　保全情報管理責任者　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特許出願の非公開に関する内閣府令（令和５年内閣府令第78号。以下「内閣府令」という。）第10条第１項に規定する、保全対象発明情報の漏えいを防止するための措置の適切な実施を一元的に管理する責任者をいう。

（研究ユニット等における重要技術等の指定等）

第４条　研究グループ長等は、職員等との面談により、研究グループ等が実施する研究及び開発に係る技術のうちから重要技術及び最重要技術（以下「重要技術等」という。）をそれぞれ指定し、研究ユニット長等に報告しなければならない。

２　研究ユニット長等は、研究ユニット長等が指名する者に、研究グループ等に所属しない職員等との面談により、研究ユニット等が実施する研究及び開発に係る技術のうちから重要技術等を指定させ、研究ユニット長等に報告させなければならない。

３　研究ユニット長等は、前２項の規定に基づき指定された重要技術等について、研究開発責任者及び領域長等に報告しなければならない。

４　第１項及び第２項に規定する面談は、国立研究開発法人産業技術総合研究所職員人事評価規程（13規程第13号）に基づく面談を実施する場合のほか、重要技術等を追加で指定する必要が生じたときその他必要な場合に、実施しなければならない。

（重要技術等の指定に係る管理体制）

第５条　領域長等及び研究ユニット長等は、領域等又は研究ユニット等が実施する研究及び開発に係る技術について、研究グループ長等によって重要技術等の指定が適正かつ確実に行われているかどうかを管理監督し、必要に応じて、適切な措置を講じなければならない。

２　研究開発責任者は、研究所が実施する研究及び開発に係る技術（前条の規定により重要技術等に指定されたもの除く。）であって、重要技術等に指定されるべきものがあると思料するときは、領域長等に対し、追加の指定を検討すべき旨の勧告を行うことができる。

（重要技術情報等の管理）

第６条　研究ユニット長等（第３条第７号により研究開発責任者に指定された研究ユニット等の研究ユニット長等に限る。）は、第４条第１項又は第２項に規定する報告を受けたときは、重要技術情報等のうち、最重要技術情報の情報の格付、アクセス制限、管理方法その他管理方針を定め、当該管理方針を研究開発責任者及び領域長等の確認を受けなければならない。

２　研究ユニット長等は、研究グループ長等及び第４条第２項において研究ユニット長等が指名する者（以下単に「研究グループ長等」という。）並びに職員等に対し、重要技術情報等の適正な管理（最重要技術情報にあっては、前項の管理方針に基づいた適正な管理）を指示し、その管理状況を監督しなければならない。

３　研究グループ長等は、第４条第１項及び第２項に規定する面談において、重要技術情報等の管理状況を把握し、重要技術情報等に対する適切な情報の格付及び取扱制限並びにアクセス制限の設定その他の重要技術情報等の適正な管理のための指導及び監督を行わなければならない。

４　職員等は、重要技術情報等の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げる方法により適正に管理しなければならない。

一　最重要技術情報　第１項の管理方針に基づいた管理

二　重要技術情報　次に掲げる重要技術情報の性質に応じ、それぞれ当該各号に掲げる方法による管理

イ　電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）　研究所が指定するクラウドサービス（実施要領第２条第２項第24号に定めるものをいう。）を利用した管理

ロ　紙その他人の知覚によって認識することができる記録　研究グループ長等が指定する方法及び場所での施錠管理

５　重要技術情報の管理が前項第２号に定める方法に拠り難い場合は、研究ユニット長等は、当該重要技術情報を管理する職員等及び研究グループ長等に対し、当該重要技術情報が業務上知り得た秘密にあたることを明示し、管理方法及び管理場所を適切に限定することにより、前項に定める方法以外の方法による重要技術情報の管理を認めることができる。

６　研究開発責任者及び領域長等は、研究ユニット長等から最重要技術情報の管理状況の報告を求め、最重要技術情報の管理が適正かつ確実に行われているかを監督し、必要に応じて、適切な措置を講じなければならない。

（保全対象発明技術に係る指定、報告等）

第７条　研究グループ長等は、保全対象発明の指定がされた場合には、当該保全対象発明に係る技術（以下「保全対象発明技術」という。）を指定し、研究ユニット長等に報告しなければならない。

２　研究ユニット長等は、前項の規定により報告された保全対象発明技術について、研究開発責任者及び領域長等に報告しなければならない。

（保全情報管理責任者の指名）

第８条　研究所に、保全対象発明ごとに、保全情報管理責任者を置く。

２　保全情報管理責任者は、職員等のうちから研究開発責任者が指名する。

（保全対象発明に係る情報の管理）

第９条　保全情報管理責任者は、保全対象発明に係る情報を取り扱う者を適正に管理することその他保全対象発明に係る情報の漏えいの防止のために必要かつ適正なものとして内閣府令第10条に定める措置を講じなければなければならない。

附　則

この規程は、令和５年10月１日から施行する。

附　則（令06規程第５号・一部改正）

この規程は、令和６年７月１日から施行する。

附　則（令06規程第37号・一部改正）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。